

議案第 3 号

君津市市民センター設置条例の制定について

君津市市民センター設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

これまで行政窓口の出張所としてきた行政センターに、市民協働のまちづくりの地域拠点としての位置付けを加えるとともに、その位置付けにふさわしい名称に変更するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市市民センター設置条例

(設置)

第1条 地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づく出張所として、小糸地域、清和地域、小櫃地域及び上総地域に、それぞれ市民センターを設置する。

(名称等)

第2条 各地域の市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(君津市役所行政センター設置条例の廃止)

2 君津市役所行政センター設置条例（平成12年君津市条例第1号）は、廃止する。

(君津市公告式条例の一部改正)

3 君津市公告式条例（昭和45年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政センター」を「市民センター」に改める。

別表（第2条）

地域	名称	位置	所管区域
小糸	小糸地域市民センター	君津市糠田55番地	中島、白駒、泉、上、練木、大鷲、大鷲新田、大井、糠田、大井戸、糸川、大野台、鎌滝、福岡、荻作、鬼泪、塚原、行馬、根本、小糸大谷、長石、法木、かずさ小糸、上・大鷲・大鷲新田入会及び糠田飛地の区域
清和	清和地域市民セン	君津市西栗倉57	西栗倉、清和市場、市宿、日渡根、東猪原、

	ター	番地	西猪原、東栗倉、平田、植畑、西日笠、鹿野山、東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英旧倉沢、豊英旧奥畑、東猪原・西猪原入会、東日笠・東栗倉入会、市場・西栗倉・平田・植畑・西日笠入会及び植畑外・四村入会の区域
小櫃	小櫃地域市民センター	君津市末吉 1 2 8 番地	山本、西原、賀恵渕、戸崎、岩出、寺沢、青柳、箕輪、上新田、俵田、末吉、三田、長谷川、小櫃台、吉野錯綜地及び田川飛地の区域
上総	上総地域市民センター	君津市久留里市場 1 9 2 番地 5	久留里市場、小市部、久留里、浦田、怒田、川谷、久留里大谷、吉野、久留里大和田、向郷、芋窪、栗坪、富田、愛宕、平山、山滝野、大坂、広岡、大戸見、大戸見旧名殿、柳城、高水、利根、大中、加名盛、黄和田畑、蔵玉、釜生、滝原、折木沢、坂畑、草川原、藤林、川俣旧川俣、川俣旧月毛、川俣旧押込、豊田旧菅間田、豊田旧野中、笹、香木原、豊田飛地、川俣飛地、藤林飛地、笹飛地、加名盛飛地、台錯綜地、寺沢錯綜地、豊田旧菅間田飛地及び蔵玉・釜生入会の区域

君津市市民センター設置条例附則関係新旧対照表

改正案	現 行
＊附則第 3 項関係 君津市公告式条例 （条例の公布） 第 2 条 省略 2 条例の公布は、市役所前及び各<u>市民センター</u>の掲示場に掲示して これを行う。	（条例の公布） 第 2 条 省略 2 条例の公布は、市役所前及び各<u>行政センター</u>の掲示場に掲示して これを行う。